

令和3年洞爺湖町教育委員会第2回定例会会議録

日 時	令和3年3月26日(金) 13:30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教育長 皆見 亨 委員 岩原 義美 委員 吉田 聡 委員 岡本 里佳 委員 来栖 由喜
欠席委員	無し
説明員	管理課長 末 永 弘 幸 社会教育課長 角 田 隆 志 社会教育課主幹 野 呂 圭 一
会議録調整者	管理課主幹 尾 崎 文 郎
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	皆見教育長 開会を宣言する。(13:30)
日程第2 【前回会議録の承認】	皆見教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	皆見教育長 2/17 定例教頭会(役場委員会室) " 町議会総務常任委員会(役場委員会室) 2/26 読書紹介文・読書感想画優秀作品受賞伝達式(教育長室) 2/27 入江高砂貝塚保存整備委員会(入江高砂貝塚館) 3/ 1 虻田高等学校卒業式(虻田高等学校体育館) 3/ 4 臨時校長会(役場委員会室) 3/ 5 町議会3月会議(議事堂) ~15 3/17 胆振管内教育実践表彰授賞式(教育長室) 3/22 育英資金運営委員会(役場会議室) 3/26 町立保育所修了式(各保育所ホール) " 教育委員会定例会議(役場委員会室)

日程第 4

【 報 告 事 項 】

・ 報告第 7 号

皆見教育長

日程第 4、報告事項に入ります。

報告第 7 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について事務局から報告をお願いいたします。

末永管理課長

2 ページになります。

報告第 7 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告するものでございます。

1、新型コロナウイルス感染症に関する対応等についてでございます。

(1) 洞爺湖町育英資金特別給付金の給付状況について、給付決定件数につきまして、1 月 2 2 日現在につきましては 1 1 2 件で、1 月 2 3 日から 3 月 1 9 日まで 1 件、3 月 1 9 日現在で 1 1 3 件となっております。

なお、内訳につきましては大学生が 7 8 件、短期大学生が 8 件、専修学校専門課程につきましては 2 7 件となっております。

(2) 令和 3 年度町内小・中学校入学式についてでございます。

令和 3 年度町内小・中学校の入学式につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する対策を徹底した上で、次のとおり対応することとしておりますので御報告いたします。

①参加者は入学生、教職員、入学生の保護者、PTA 会長とすること。

②入学生の保護者参加人数を極力控えていただくことや、風邪症状のある場合は、参加を遠慮していただくことと。

③在校生については、各教室のモニターを通じての参加とすること。

なお、小規模校については身体的距離が確保できることから、状況に応じ、参加を可とすること。

④祝辞の割愛など式次第の内容を精選するとともに、式辞等を文書で配布するなど、入学式全体の時間短縮に努めることとしてございます。

以上でございます。

皆見教育長

質問があればお受けしたいと思います。

ございますでしょうか。

岡本委員

保護者として卒業式に参加しましたが、コンパクトな卒業式で、挨拶もプリントでいただいて、かえって心に残る式だという感じがしまして、1 年生にとっても負担も少ないと思いますので、コロナ禍でなくとも、今後も学校と相談して式のあり方を考えてもいいのかなと感じました。

皆見教育長

教員の働き方改革の一環にもなるのかもしれませんが、学校側と協議をさせていただきたいと思います。

他でございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは以上のとおり報告を受けたということで御承認をお願いしたいと思います。

次に報告第8号、臨時代理の報告、学校教職員の人事異動について、事務局のから報告をお願いいたします。

末永管理課長

3ページになります。

報告第8号、臨時代理の報告について、学校教職員の人事異動についてでございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので同条2項の規定によりこれを報告するものでございます。

任命対象者は別紙のとおり、任命年月日が令和3年4月1日となっております。

別紙でお配りしてございます。

A4横の令和3年度学校教職員人事異動内示書に基づきまして、報告をさせていただきます。

令和3年4月1日付けになりますけれども、校長先生につきましては3名替わられます。

虻田小学校の山田耕一校長先生が安平町立早来小学校へ転出されます。

後任に、登別市教育委員会の小野島晶学務主幹が校長採用となります。

とうや小学校の田湯義浩校長先生が、函館市立港小学校へ転出されます。

後任に豊浦町立礼文華小学校の山下文人校長先生が着任となります。

虻田中学校の小原毅校長先生が登別市立幌別西小学校に転出されます。

後任に登別市立西陵中学校の瀧澤義守校長先生が着任となります。

次に教頭先生につきましては、3名替わられます。

虻田小学校につきましては現在空席となっておりますけれども、豊浦町立大岸小学校の菅野直樹教頭先生が着任されます。

洞爺湖温泉小学校の蛭名信一教頭先生は、再任用でとうや小学校に転出されます。

後任は、伊達市立長和小学校の市嶋信一教頭先生が着任となります。

洞爺中学校の安藤裕教頭先生は、苫小牧市啓立北中学校の山なみ分校に転出となります。

後任に壮瞥町立壮瞥中学校の佐藤靖樹教頭先生が着任となります。

次に一般教員になります。

虻田小学校については、田所美希教諭が、壮瞥町立壮瞥小学校へ転出となります。

後任には壮瞥町立壮瞥小学校の赤川美佳教諭が着任となります。

門谷明里教諭が、伊達市立星の丘小学校へ転出されます。

後任に清水咲紀教諭が、新採用として着任します。

洞爺湖温泉小学校につきましては、特別支援学級の増により定数増で、室

蘭市立海陽小学校から石原梨紗教諭が着任します。

次のページになります。

洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校の立野京子教諭が定年退職になります。

後任に室蘭市立地球岬小学校の森田一男教諭が着任となります。

中島めぐみ養護教諭につきましては、室蘭市立東明中学校へ転出となります。

後任に北海道北見支援学校から富樫由弥華養護教諭が着任となります。

とうや小学校につきましては、木村あゆこ教諭が伊達市立大滝徳舜警学校の前期課程へ転出となります。

後任に苫小牧市立豊川小学校から木村美沙教諭が着任となります。

3・4年生の複式学級解消に伴う定数増で、洞爺湖温泉小学校から蛭名信一教諭が再任用での着任となります。

虻田中学校につきましては、兼平裕子教諭が苫小牧市立勇払中学校に教頭昇任で転出になります。

吉岡千紗都教諭が、苫小牧市立苫小牧東中学校へ転出となります。

後任には北海道伊達高等養護学校の加藤雄介教諭が着任となります。

指導方法工夫改善加配の定数増で、豊浦町立豊浦中学校から、池田吉三教諭が再任用で着任となります。

洞爺中学校の本間建教諭につきましては、室蘭市立海陽小学校に転出となります。

洞爺中学校につきましては、定数減になることから後任はありません。

以上、臨時代理の報告、学校教職員の人事異動についての説明でございます。

皆見教育長

質問があればお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。

来栖委員

虻田小学校は校長先生と教頭先生両方替わるのですか。

皆見教育長

はい、そうです。

現在、虻田小学校の山田校長も異動となり、教頭については欠員になっているので、そこに新しい教頭が来るということで、校長、教頭2人とも新たに着任します。

他ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは以上のおり報告を受けたということで、御承認をお願いしたいと思います。

次に報告第9号、臨時代理の報告について、洞爺湖町議会令和3年3月会議提出、一般会計補正予算第11号について事務局から報告をお願いいたします。

末永管理課長

4ページになります。

報告第9号、臨時代理の報告について、洞爺湖町議会令和3年3月会議提出、一般会計補正予算第11号であります。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

5ページにつきましては、教育長から町長へ異議がない旨の通知。6ページにつきましては、町長から教育長に意見を求める通知となります。

別冊でお配りしてございます、令和2年度歳入歳出予算事項別明細書、補正予算第11号一般会計（民生費・教育費・新型コロナウイルス感染症対策関係予算）に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページ、歳入になります。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金、1節、小学校費補助金で補正額2,564千円の増額となっております。

就学援助費補助金につきましては修学旅行費補助金の一部につきましてGOTOトラベルの利用により、支出が抑制されたことによります補助金の減となりますことから、224千円の減となります。

それと、公立学校情報機器整備費補助金につきましては2,788千円の増額となりますけれども、これにつきましてはGIGAスクールサポーター事業として国の補助金の対象となりますパソコンの初期設定やマニュアルの作成に対する補助金の増額となっております。

続きまして2節、中学校費補助金になります。

補正額2,052千円の増額になります。

これにつきましても小学校費同様に、就学援助費補助金につきましては、修学旅行費の一部につきましてGOTOトラベルの利用による支出が抑制されたことによります補助金の減となりますことから、77千円の減額となっております。

公立学校情報機器整備費補助金につきましては、GIGAスクールサポーター事業として国の補助金の対象となりますパソコンの初期設定やマニュアル作成などに対する補助金の増額で2,129千円となっております。

16款、道支出金、2項、道補助金、1目、民生費道補助金、8節、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金で、補正額2,000千円の増額になります。

これにつきましては、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業としまして、マスクや消毒液など感染防止用品の、令和2年4月1日以降の購入費につきまして、10分の10の補助対象事業とするものでございます。

これにつきましては、1施設500千円の補助金が対象となり、町内4保育所分の2,000千円の増額となっております。

17款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、2節、建

物貸付収入で補正額484千円の減額でございます。

これにつきましては教職員住宅使用料でございますが、当初21名見込んでございましたけれども、13名の実績になりましたことから、この度減額をするものでございます。

続きまして2ページをお開き願います。

19款、繰入金、1項、繰入金、1目、繰入金、1節、繰入金で148,337千円の減額になります。

このうち、教育委員会関係分につきましては、育英資金の基金繰入金で当初180名の対象者を見込んでございますけれども、55名減の125名を決算見込みとしまして、この度3,150千円の減額となっております。

歳出、3ページになります。

3款、民生費、5項、保育所費、1目、保育所管理費で補正額が100千円の減額になります。

7節の報償費につきましては、コロナ禍によりまして保育士研修会の開催を見送りましたことによります講師謝金の減となっております。

2目、常設保育所費で補正額が983千円の増額となります。

4節の共済費で860千円の減になります。

これにつきましては、子育て支援センター運営事業で正規職員の配置によります共済費360千円の減、また、常設保育所運営事業で保育保険料率の改定によります、500千円の減でございますが、合計860千円の減となっております。

7節の報償費で162千円の減になります。

これにつきましては子育て支援センター運営事業で、子育てセミナー一年4回行っておりますけれども、この度中止による従事者の報償金の減となっております。

11節、需用費につきましては2,205千円の増となります。

これにつきましては光熱水費、洞爺保育所の電気料の実績によります347千円の増、賄材料費につきましては、利用児童数の増で1,858千円の増となっております。

13節、使用料及び賃借料で200千円の減となります。

これにつきましては、事務機器借上料再リースでの機器の更新を行ったことにより、金額が抑制されたことによります減となっております。

4ページになります。

10款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費で補正額が100千円の減となっております。

9節の交際費につきましては、各種事業の中止によりまして、100千円の減となっております。

2目の事務局費で補正額が494千円の減となっております。

24節の積立金になりますけれども、育英資金の基金積立金で寄附金の減によります494千円の減となっております。

3目の諸費で、補正額が10,169千円の減となります。

1節の報酬につきましては、学校運営協議会を书面会議で行ったことにより委員報酬449千円の減、会計年度任用職員の報酬について2名の支援員につきましては、北海道の会計年度任用職員として雇用し、町の予算での支出ではなく北海道の予算で支出となっております。

このことから4,762千円の減となっております。

3節の職員手当になりますけれども、これにつきましては457千円の減、4節、共済費につきましては、1,070千円の減となっております。

これにつきましても先ほどの1節の報酬と同様に、2名の支援員につきまして北海道の会計年度任用職員として雇用し、町予算での支出ではなく、北海道の予算として支出してございますので、それに伴う減となっております。

7節、報償費につきましては、コロナ禍によります各種事業の中止によります減で、805千円の減となっております。

8節、旅費につきましては、学校運営協議会について、书面会議を行ったことによります費用弁償453千円の減となっております。

10節、需用費につきましては、各種行事の中止によりますスクールバスの利用回数の減に伴い燃料費が450千円減となっております。

11節、役務費になりますけれども、これにつきましては、学校運営協議会について、书面会議で行ったことによります保険料109千円の減となっております。

13節、使用料及び賃借料につきましては、部活動大会の中止によりますバス借上料で653千円の減となっております。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、北海道虻田高等学校支援する会補助金につきましては一部事業の中止によります600千円の減、また、洞爺湖こども芸術文化フェスティバル補助金につきましては、事業の中止によります480千円の減となっております。

また、洞爺地区等通学費等助成金につきましては、対象者数の確定によります助成金119千円の増で、トータルで961千円の減となっております。

5ページになります。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、小学校管理費で、補正額1,940千円の減でございます。

11節の役務費につきましては、パソコンの不具合の件数の減によります150千円の減となっております。

12節、委託料につきましては、学校職員健康診断委託料で対象者数の減で、200千円の減でございます。

13節、使用料及び賃借料につきましては、学校行事の中止によりますバスの借上料で650千円の減。

コピー機の印刷枚数の減によります事務機器借上料940千円の減。

トータルで1, 590千円の減となります。

2目の教育振興費につきましては、補正額1, 353千円の減でございます。

19節、扶助費につきましては、学用品費扶助につきましては、対象者数の減で70千円の減。

給食費扶助につきましては、給食提供数の実績によります560千円の減。

修学旅行費扶助につきましては、GOTOトラベルの利用により支出が抑制されたことにより、170千円の減、医療費扶助につきましては、対象者数の減により30千円の減、体育実技用具費扶助につきましては、スキー学習が中止になりましたことから、予定していたスキー用具の購入を翌年度に繰り越したことによります293千円の減となります。

校外活動費扶助につきましては、スキー学習の未実施による60千円の減、PTA会費扶助につきましては、PTA会費の不徴収を行った学校がございますことから、170千円の減となります。

3項、中学校費、1目の中学校管理費、補正額で6, 672千円の増となります。

1節、報酬につきましては会計年度任用職員報酬で、勤務日数の実績によります160千円の減でございます。

10節、需用費につきましては、感染症予防対策により、校舎内の換気を行ったことによります光熱水費、特に電気料になりますけれども、7, 232千円の増となっております。

11節、役務費になりますけれども、パソコン不具合の件数の減で160千円の減となっております。

12節、委託料につきましては、学校職員健康診断委託料で対象者数の減で240千円の減となっております。

2目、教育振興費、補正額で1, 060千円の減となります。

19節、扶助費になります。学用品費扶助につきましては、対象者数の減で30千円の減。

新入学生徒学用品費扶助につきましては、対象者数の減で80千円減。

給食費扶助につきましては、給食提供数の実績によります430千円の増。

修学旅行費扶助につきましては、GOTOトラベルの利用により支出が抑制されたことにより560千円の減。

医療費扶助につきましては、対象者数の減で70千円の減。

体育実技用具費扶助につきましてはスキー学習の未実施により、スキー用具購入を翌年度に繰り越したことによります196千円の減。

校外活動費扶助につきましては、宿泊研修先の変更やスキー学習の未実施による190千円の減、PTA会費扶助につきましては、PTA会費の不徴収をした学校がございましたので、これによる110千円の減となります。

また、クラブ活動の扶助、210千円の減、生徒会費扶助44千円の減も同様でございます。

1 ページ飛びまして、7 ページになります。

10 款、教育費、5 項、保健体育費、3 目、給食施設費の補正額 220 千円の減でございます。

1 節の報酬につきましては、調理員の欠勤、代替パートの勤務日数の減によります会計年度任用職員報酬の 120 千円の減となります。

4 節、共済費につきましては保険料率の改定によります社会保険料 100 千円の減となっております。

14 款、新型コロナウイルス感染症対策費、1 項、新型コロナウイルス感染症対策費、1 目、生活支援対策費、補正額 4,237 千円の減でございます。

教育委員会関係予算につきましては、19 節、扶助費になります。

学生支援特別給付金事業になりますけれども、進学者数の把握につきましては、虻田中学校と洞爺中学校の卒業者に一定の率を乗じて 180 名を対象者と見込んでございましたけれども、125 名を対象予定者数としまして、55 名の減よります 3,300 千円の減としてございます。

2 目、衛生対策費、補正額 366 千円の減でございます。

17 節、備品購入費は入札執行残による 366 千円の減でございます。

以上、管理課及び給食センターの所管の歳入歳出補正予算の説明を終わります。

角田社会教育課長

引き続きまして、社会教育課所管に係る関係予算につきまして御説明いたします。

1 ページにお戻りください。

歳入です。

15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、6 目、教育費国庫補助金につきましては、3 節、社会教育費補助金におきまして、史跡入江・高砂貝塚の整備事業費の確定により 6,812 千円の減額となっております。

16 款、道支出金、2 項、道補助金、6 目、教育費道補助金につきましては、1 節、社会教育費補助金におきまして、史跡入江・高砂貝塚の整備事業費の確定により、地域づくり総合交付金が 3,400 千円の減額、地域未来塾等事業費の確定により、学校支援地域本部事業費補助金が 849 千円の減額で、合わせて 4,249 千円の減額となっております。

2 節、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金につきましては、学童保育 3 カ所に空間除菌清浄機を購入しましたが、その財源補填がありましたことから 1,500 千円の増額としております。

2 ページです。

22 款、町債、1 項、町債、7 目、教育債につきましては、補正額 21,400 千円の減額となっております。

内訳につきましては、1 節、文化財等保存整備事業債が入江・高砂貝塚の整備金額の確定により、15,000 千円の減額、2 節、公共施設等除却事業債は、文化交流会館解体事業の終了に伴う額の確定によりまして、6,4

00千円の減額となっております。

次に歳出に移ります。

6ページをご覧ください。

10款、教育費、4項、社会教育費、1目、社会教育総務費につきましては、補正額1,732千円の減額となっております。

主な減額の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、社会教育委員会議を書面会議としたことによる、1節、報酬175千円、8節、旅費122千円の減額、それから18節、負担金補助及び交付金につきましては、事業の縮小あるいは中止等の申し出があった団体の補助金などで、合計1,435千円の減額となっております。

2目、社会教育奨励費につきましては、補正額1,111千円の減額となっております。

内訳につきましては、7節、報償費の860千円の減額、これは地域未来塾が新型コロナウイルス感染拡大のため、例年6月からの実施でしたけれども、8月に始めることになり、期間が短くなったことによる減額でございます。

その他、いきいき学園や洞爺湖ゲンキッズ等の中止、成人式の延期などによる減額となっております。

13節、使用料及び賃借料につきましては、美術見学会の中止に伴う入館料及びバス借上料、196千円の減額となっております。

3目、社会教育施設費につきましては、補正額5,045千円の減額となっております。

1の児童会運営事業につきましては、723千円の増額となっております。

1節、報酬の612千円増額、4節、社会保険料の111千円の増額となっておりますけれども、児童会運営事業において当初見込んでいた土曜日の日数ですが3カ所合計で10日分ほど増えたことによるものでございます。

それに伴って社会保険料も、増額となっております。

2の社会教育施設維持管理事業につきましては、5,244千円の減額となっております。

14節、工事請負費の5,300千円の減額につきましては、文化交流会館の解体工事の執行残ということとなっております。

5目、文化財費につきましては、21,300千円の減額となっております。

これは高砂貝塚保存整備事業の額の確定に伴う委託料及び工事請負費の減額となっております。

続きまして、5項、保健体育費、1目、体育奨励費につきましては、1,104千円の減額となっております。

1の保健体育管理事業につきましては635千円の減額で、1節、報酬、8節、費用弁償、普通旅費、いずれもスポーツ推進委員会議を書面会議としたことに伴うものとなっております。

社会体育振興事業につきましては、469千円の減額となっております。

7節、報償費につきましてはスポーツ教室等の中止に伴い469千円の減額となっております。

7ページになります。

2目、体育施設費につきましては、2,360千円の減額となっております。

減額の主な要因につきましては、プール事業の中止によるもので、1節、報酬で850千円、10節、需用費で1,250千円、12節、委託料で260千円の減額となっております。

なおプール事業につきましては、今年度早い段階で中止としておりましたけれども、虻田体育館と重複して予算措置している節につきましては、年度末での補正予算対応とさせていただいたものでございます。

社会教育課関係の予算につきましては以上です。

皆見教育長

ただいま事務局から補正予算についての説明がありました。

質問があればお受けしたいと思います。

来栖委員

5ページの中学校費の光熱水費ですが、6,000千円も増えるのですか。

末永管理課長

洞爺中学校につきまして電気暖房で、毎月の電気暖房にかかる費用が1,200千円から1,300千円位かかっております。

今年度に空気清浄機を設置しておりますが、換気を徹底したことにより、室温が下がり、暖房用の電気料金が増えたことが大きな要因と考えられます。

皆見教育長

他ございますか。

《「なし」の声あり。》

それでは以上のおり報告を受けたということで御了承をお願いしたいと思います。

次に、日程第5、議決事項に入ります。

議案第10号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動についてを議題といたします。

なお、本議案は教育委員会会議規則第20号第1項第1号で定める職員の人事に関するものの要件に該当することから非公開とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは非公開とさせていただきます。

----- 非 公 開 -----

----- 非 公 開 終 了 -----

次に議案第11号、洞爺湖町教育委員会行政組織規則の一部改正についてを議題といたします。

日 程 第 5

【 議 決 事 項 】

・ 議案第10号

・ 議案第11号

事務局説明を求めます。

末永管理課長

8ページになります。

議案第11号、洞爺湖町教育委員会行政組織規則の一部改正について。

洞爺湖町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。

改正理由につきまして、1つは規則第4条に教育機関等として定められている洞爺湖町文化交流会館につきましては、解体したことから第4条から削除するもの、もう1つにつきましては、令和3年度の当初の人事におきまして、社会教育課に参事職を置くことに伴う改正になります。

現在の規則では、参事の所掌事務は、課長と同様に、「課等の事務を掌理し、所属職員の指揮監督をする。」となっておりますけれども、参事の所掌事務を「特定の事項を処理するとともに、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」としている町部局の定め方と統一することとして、今回改正するものでございます。

9ページ、新旧対照表お開きいただきたいと思います。

新旧対照表に基づきまして御説明をさせていただきます。

右側が現行の規定で左側が改正案になります。

現行になりますけれども、教育機関等の第4条で、「教育機関等は次のとおり組織及び事務分掌は別に定める。」とあります。そのページの下になりますけれども、社会教育課の所管の社会教育課の中の1番下に洞爺湖町文化交流会館がございまして、

これにつきまして、この度施設を取り壊してございますので、これを削除するもの。またもう1点につきましては、10ページになりますけれども、第8条課長等になりますけれども、「次の表の左の欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織を置き、その職にある者はそれぞれ上司の命を受け、同表右欄に掲げる職務を行う。」この行うを行うものとするということで文言を整理します。

また表の中に、現在、「課長、所長、参事」となっておりますけれども、この参事を第8条から削除します。

そして、第9条の中に、参事職の職務、課、課の内容を追加します。

参事におきましては、組織は、「課、課に相当する教育機関等」としまして、職務につきましては、「特定の事項を処理するとともに、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」これを追加するもの、もう1点につきましては、現在、課長補佐職以下の組織の中の「課、教育機関等」とございますけれども、これを「課、課に相当する教育機関等」に改めるという内容になります。

8ページに戻っていただき、附則になりますけれども、この附則につきましては公布の日から施行するものになります。ただし第8条及び第9条の改正規定につきましては、令和3年4月1日から施行するというものです。

この規定については令和3年4月1日から施行するという内容になりま

・議案第12号

す。

説明につきましては以上になります。

皆見教育長

質疑をお受けしたいと思います。

ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「はい」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第11号、洞爺湖町教育委員会行政組織規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第12号、洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

末永管理課長

11ページになります。

議案第12号、洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の一部の改正について。

洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものになります。

改正理由につきましては、先般開催の令和3年1月、第1回教育委員会臨時会議におきまして、洞爺湖町育英資金の基金条例の一部の改正につきまして議決いただきました。

これまで返還の義務を免除する規定につきましては、洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の中で定められておりましたけれども、権利放棄に関する必要な事項につきましては、条例で定めることになっております。

このことからこの度洞爺湖町育英資金の基金条例の一部改正と合わせて洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則につきましては、返還義務の免除などの申請や通知などの、事務手続に必要な事項を定めるということになります。

16ページになりますけれども、追加の様式の内容について説明をさせていただきます。今回の改正で6つの様式が追加になります。

別記様式第15号です。

これにつきましては、育英資金（奨学資金貸付金、入学時一時金貸付金）の返還の免除決定通知書になります。

学資金（奨学資金貸付金）を借り受けして返済をしている本人が、死亡や重度障害になった場合の、本人に対しての通知の様式になります。

続きまして17ページ、別記様式第16号です。

これにつきましても先ほどの決定通知者と同様の場合の本人に対しての、育英資金の免除願に関する不採択決定通知書になります。

続きまして18ページになります。

別記様式第17号になります。

これにつきましては育英資金奨学資金貸付金の返還の特例に関する免除願になります。

これは条例の第9条に基づくもので、年間の収入が250万円以下の場合、非正規雇用での場合の免除願になります。この様式に基づきまして免除申請をしていただくことになります。

続きまして19ページになります。

別記様式第18号、育英資金の返還の特例に関する免除決定通知書になります。

これにつきましては250万円以下の場合また、非正規雇用の場合の学資金の返済の一部免除決定の通知書になります。

次に20ページになります。

別記様式第19号、育英資金の返還の特例に関する免除の不採択決定通知書になります。免除の要件に該当しない場合の様式になります。

21ページです。

別記様式第20号になります。

育英資金の返還の特例に関する免除の非該当届けになります。

これにつきましては、年収が250万円以下、非正規雇用いずれかで、免除の対象を受けていた方が、申請後において250万円以下でなくなった場合、また、非正規雇用でなくなった場合に申請者本人から届け出をしていただく様式になります。

新たに加えた様式の説明につきましては以上になります。

今回の洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の改正の内容につきまして新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

23ページの右側が現行の洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則で、左側が改正案になります。

題名になりますけれども、条例に合わせ、洞爺湖町育英資金等教育振興基金条例施行規則に改めます。

第1条になりますけれども、洞爺湖町育英資金の基金条例、これを洞爺湖町育英資金等教育振興基金条例に改めます。

また、1条の返還に関し必要な事項を定めるとなっておりますけれども、ここに「並びに学校教育の充実に資する事業の取り扱い」の文言を追加します。

第2条になりますけれども、育英資金の申請になります。

これにつきましては、学資金を奨学資金貸付金に変更するもの、入学時一時金を入学時一時金貸付金にそれぞれ名称の変更になります。

24ページ、区分になります。

区分につきましても、今回の改正で、学資金については奨学資金貸付金に名称変更、入学時一時金は入学時一時金貸付金に名称変更しています。

続きまして25ページになります。

第6条になりますけれども、借受者が特定されていないので、奨学資金貸付金借受者ということで見出しを改めます。

学資金につきましては奨学資金貸付金に改めます。

第7条も同様に学資金を奨学資金貸付金に改めます。

第7条の第2項につきましても、入学時一時金を入学時一時金貸付金に改めます。

第8条になりますけれども、見出しの借受者の届け出義務、これを奨学資金貸付金借受者の届出義務に表題を変更します。

同条の学資金になりますけれども奨学資金貸付金に改めます。

第9条になりますけれども、見出しの貸付の停止等を、奨学資金貸付金の貸付けの停止等に改正します。

また、条文につきましては、学資金を奨学資金貸付金へ改めます。

26ページになります。

第11条になりますけれども、見出しに育英資金の返還とありますが、これを奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の返還に改めます。

また、借受者が次の各項のいずれかに該当したときは当該各号に定める期間、方法によりの次に育英資金とありますが、これを当該貸付金に改めます。

第1号になりますけれども、学資金につきましては奨学資金貸付金に改めます。

27ページになります。

第2号の入学時一時金を入学時一時金貸付金に改めます。

第12条の見出しにつきましても返還猶予及び減額返還とありますが、奨学資金貸付金及び入学一時金貸付金の返還猶予及び減額返還に改めます。

第12条の第1項第1号から第3号、第2項から第5項までは条例で規定していることから、施行規則から削除するという内容になります。

第14条になりますけれども、借受者の死亡等ございますけれども、奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の借受者の死亡等と名称を変更します。

第14条中の文言についても同様に、奨学資金貸付金及び入学一時金貸付金借受者に変更します。

戸籍抄本及び育英資金借用証書を教育委員会へ届出とありますが、これをその旨を教育委員会に届け出に改めます。

第2項につきましても、借受者を奨学資金貸付金及び入学時一時金貸付金の借受者と改めます。

第15条は条例に規定する免除規定になりますので、施行規則から削除となります。

第16条です。

これにつきましては、見出しを奨学資金貸付金及び入学一時金貸付金の返還の免除に改めます。

第1項の内容につきましても、文言を整理する内容になります。

今回、様式を追加することによりまして、第16条の第2項から、29ページ、30ページの中段まで、先ほど説明した様式の内容がここに書かれています。

その内容を第16条の第2項から第7項まで、規定を追加する内容になります。

30ページの第17条です。

備付帳簿になりますけれども、これは様式を追加したことに伴いまして、別記様式第15号を別記様式第21号に変更する改正になります。

第18条になります。

追加になりますけれども、学校教育の充実に資する事業の取り扱いということで、今回条例の改正に伴いまして、育英資金貸付や給付金と合せて学校教育の充実に資する事業ということで今回追加をしてございますので、どのような事業が対象か第18条で規定してございます。

内容につきましては、教育委員会は町長と協議のうえ、積立金の処分を決定するものと、第2項につきましては、学校教育の充実に資する事業につきましては当分の間、ハード事業ではなくてソフト事業対象として施設の維持補修等は対象としないという内容でございます。

第3項につきましては、積み立てる積立金の処分を決定したときは教育委員会は運営委員会に報告するという内容を追加してございます。

31ページです。

現行第18条（委任）を第19条に改める内容になります。

以降につきましては育英資金の貸付金の名称改正に伴う様式の文言の改正など、それぞれの整理をした内容を31ページの中段から34ページまで記載してございます。

議案の22ページに戻っていただきまして、附則になりますけれども、この規則につきましては、令和3年4月1日から施行するものとなります。

なお、経過措置を2つ設けてございまして、まず1つ目につきましては、この規則は施行の日の前日までに改正前の洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の規定により、手続をされたものにつきましてはこの規則の相当規定によりなされたものとみなすというみなし規定となります。

もう1つは、読みかえ規定でございまして、この規則の施行の際、現に育英資金の貸付けを受けたものであって、かつ返還すべき金額を有する者の返還等に係る改正後の規則の適用にあたっては、「奨学資金貸付金」とあるのは「学資金」、「入学時一時金貸付金」とあるのは「入学時一時金」と読みかえるものということで、改正後の貸し付けの名称について改正前に読みかえて、以前から、借り受けをしている方についても同様に適用するという内容の読みかえ規定になります。

洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の一部改正の説明につきましては以上になります。

よろしく申し上げます。

皆見教育長

質疑を受けたいと思います。

ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「はい」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第12号、洞爺湖町育英資金の基金条例施行規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで5分間休憩したいと思います。

再開を2時50分からとします。

----- 休 憩 -----
----- 再 開 -----

皆見教育長

それでは再開をしたいと思います。

続きまして議案第13号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明お願いいたします。

末永管理課長

35ページになります。

議案第13号でございます、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正について。

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。

この規則の改正の理由でございますけれども、令和元年10月1日から教育保育の無償化が実施されてございますけれども、保育所の副食費の取り扱いにつきまして、この規則の中の別表第2の副食費の基準額の表の中で、4階層のA区分の月額副食費の基準額が0円と4,500円となっております。

令和元年10月からの改正時点におきましては、この基準となります個人町民税の所得割額に対応した副食費の基準額が、はっきりと示されておりませんでしたので、この度、個人町民税所得割額に対応した副食費基準額となるようわかりやすくするため改正をするものとなっております。

運用につきましては適正に行っておりますけれども、内容につきまして説明させていただきたいと思います。

37ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

右側が現行の内容で、左が改正案になりますけれども、右側別表第2の副食費基準額表の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の4の48、

・議案第13号

600円以上65,000円未満副食費基準額0円、4,500円となっております。

これを、左側の改正になりますけれども、48,600円以上57,700円未満につきましては基準額は月額0円。

57,700円以上65,000円未満につきましては4,500円という内容で改正するものになります。

36ページに戻っていただきます。附則でございますけれども、この規則は公布の日から施行するという内容になります。

以上になります。

よろしく申し上げます。

皆見教育長

質疑を受けたいと思います。

ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり承認することよろしいでしょうか。

《「はい」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第13号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、洞爺湖町教育委員会事務専決規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

末永管理課長

39ページになります。

議案第14号、洞爺湖町教育委員会事務専決規程の一部改正について。

洞爺湖町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。

改正の理由でございますけれども、令和3年の当初人事におきまして、社会教育課に参事職を置くことに伴う改正になります。

40ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表になりますけれども、現行第2条におきましては、教育次長、教育参与及び課長となっておりますけれども、課長を課長等に改めます。

第5条につきましては、見出し及び第1項中の教育次長、教育参与又は課長及び施設の長とありますけれども、課長及び施設の長を課長等に改めます。

第7条の第3項になります。

教育参与が専決すべき事項について、教育参与が不在のときは主務課長とありますけれども、主務課長等に改めます。

41ページです。

第4項の各課長が専決すべき事項について主務課長とありますけれども、

・議案第14号

・議案第15号

これを課長等が専決すべき事項について主務課長等が不在のときに改めます。

別表第1中の課長及び施設の長を課長等に改めます。

それでは、39ページに戻っていただきたいと思います。

附則になりますけれども、この訓令につきましては、令和3年4月1日から施行するとなっております。

以上でございます。

皆見教育長

質疑をお受けしたいと思います。

ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案通り、承認することとしてよろしいでしょうか。

《「はい」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第14号、洞爺湖町教育委員会事務専決規程の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、洞爺湖町心身障害児保育実施要綱の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明お願いいたします。

末永管理課長

42ページになります。

議案第15号、洞爺湖町心身障害児保育実施要綱の一部改正について。

洞爺湖町心身障害児保育実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものがございます。

改正の理由につきましては、第3条の実施保育所及び入所定員中、所在地につきまして枝番が付されておらず、所在地と整合性が取れてないことから今回改正する内容になります。

新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

43ページをお開きいただきたいと思います。

第3条になりますけど、右側が現在の内容、左側が改正案になりますけれども、本町保育所所在地が洞爺湖町本町42番地を、洞爺湖本町42番地1に改めます。

42ページに戻っていただきまして、附則になりますけれども、この訓令につきましては公布の日から施行する内容になります。

以上になります。

皆見教育長

質疑をお受けしたいと思います。

ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

・議案第16号

《「はい」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第15号、洞爺湖町心身障害児保育実施要綱の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明お願いいたします。

末永管理課長

44ページになります。

議案第16号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について。

修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。

改正の理由につきましては、「修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」について、北海道教育委員会におきましては令和3年4月1日から改めるという内容通知がございました。

この内容に基づきまして同様に改正を行うものであります。

45ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表に基づきまして説明させていただきたいと思います。

今回追加する内容につきましては1項目になりますけれども、定義の第15に、この要領において「校外での実習・学習活動に関する打合わせ等業務とは、自校の教育計画に位置付けている児童生徒が行う校外での実習・学習活動に関し、あらかじめ予定して、職員以外の者と打合わせなどを行う業務という。」を追加をさせていただきます。

第3の対象職員及び対象業務につきましては、「(15)に校外での実習・学習活動に関する打合わせ等業務」を追加します。

また46ページになりますけれども、別記様式第1号として修学旅行の引率業務等に従事する職員に係る勤務時間割振り簿がございました。

この中の、記載上の注意の5番になりますけれども、対象業務の欄には要領第3の2(1)から(11)を今回(15)まで拡充されますので、(1)から(15)と改める内容になります。

44ページをお開きいただきたいと思います。

附則になりますけれども、この訓令につきましては、令和3年4月1日から施行する内容であります。

以上でございます。

皆見教育長

質疑を受けたいと思います。

ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

・議案第17号

《「はい」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第16号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、洞爺湖町立学校に勤務する校務員の勤務等に関する規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明お願いいたします。

末永管理課長

47ページになります。

議案第17号、洞爺湖町立学校に勤務する校務員の勤務等に関する規程の一部改正について。

洞爺湖町立学校に勤務する校務員の勤務等に関する規程の一部を改正する訓令を、次のように定めるものとございます。

改正の理由につきましては、この要綱につきましては、洞爺湖町立学校規則で規定されている町費負担の職員の校務員の勤務時間に関する必要な事項を定めることとされておりますけれども、引用する条文につきましては、洞爺湖町立学校管理規則第40条は、

出席停止の申し出をとなつてございますことから、本来引用すべき規定であります洞爺湖町立学校管理規則41条の町費負担の職員、これを引用することに改める内容になります。

新旧対照表で説明させていただきたいと思っておりますけど48ページになります。

現行は第40条となつてございますけれども、これを第41条としまして、学校管理規則第41条、町費負担の職員を引用するという一部改正する内容でございます。

47ページに戻っていただきまして、附則になりますけれども、この訓令につきましては公布の日から施行する内容になります。

以上でございます。

皆見教育長

質疑をお受けしたいと思います。

ございますでしょうか。

《「なし」の声あり。》

それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《「はい」の声あり。》

異議なしと認めます。

議案第17号、洞爺湖町立学校に勤務する校務員の勤務等に関する規程の一部改正については、原案のとおり可決されました。

・議案第18号

議案第18号、洞爺湖町立小中学校における携帯電話・スマートフォンの取り扱いに関する基本的指導方針についてを議題といたします。

事務局説明お願いいたします。

末永管理課長

49ページになります。

議案第18号、洞爺湖町立小中学校における携帯電話・スマートフォンの取り扱いに関する基本的指導方針について、別紙のとおり策定することについて議決を求めるものでございます。

改正理由につきましては、文部科学省、北海道教育委員会からの通知を踏まえまして、学校における取り組みの基本とすべき方針を定め、携帯電話それとスマートフォンの取り扱いや情報モラルの教育方針の明確化することによって、各学校の実情に応じて取り組みを行うものとなります。

この小中学校ともに携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みにつきましては、原則禁止となっておりますけれども、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合につきましては、学校長の判断による例外的に持ち込みを認めることを想定してございます。

緊急の連絡手段とせざるを得ない場合につきましては、現在想定しているのは、近年の自然災害の増加、また、児童生徒への犯罪の発生などです。

それでは、別紙でお配りしてございます、洞爺湖町立小中学校における携帯電話・スマートフォンの取り扱いに関する基本的指導方針案、これに基づきまして説明させていただきたいと思っております。

学校における携帯電話の取り扱いについては、文部科学省からの通知（「学校における携帯電話の取り扱い等について」令和2年7月31日付け2文科初第670号）及び北海道教育庁からの通知（「学校における携帯電話の取り扱い等について」令和2年8月11日付け教生学第342号）を踏まえ、洞爺湖町教育委員会では、学校における取組の基本とすべき方針を「洞爺湖町立小中学校における携帯電話・スマートフォンの取り扱いに関する基本的指導方針」として定める。

学校においてはこの方針を踏まえて、児童生徒や保護者及び地域と連携しつつ、携帯電話・スマートフォンの取り扱いや情報モラル教育の方針を明確化し、各学校の実情に応じて取組の充実を図るものとする。

1 学校における携帯電話・スマートフォンの取り扱いについて

- ① 携帯電話・スマートフォンは、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への児童生徒の携帯電話・スマートフォンの持ち込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話・スマートフォンを緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情がある場合には、保護者から学校長に対し、携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みの許可を申請させるなど、個別の状況に応じて例外的に持ち込みを認めることも考えられること。
- ③ 学校として例外的に持ち込みを認める場合には、一定の条件として、学校と児童生徒・保護者との間で、以下の「持ち込みの条件」について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられる場合に限って、持

ち込みを認めるべきであること。このような場合には校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなどして配慮すること。

【持ち込みの条件】

ア 児童生徒が自らを律することができるようなルールを学校のほか、児童生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。

イ 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。

ウ フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること。

エ 携帯電話・スマートフォンの危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。

2ページになりますけども、2としまして、学校における情報モラル教育の取り組みについてでございます。

2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育は極めて重要である。

そのため、学習指導要領に基づき、文部科学省や北海道教育委員会、各種団体が作成している教材等を利用するなど、より一層情報モラル教育の充実に取り組み、児童生徒の実感を伴うような教育活動を通じて、情報モラルの重要性について児童生徒が自ら考える教育活動を展開すること。

また、情報モラル教育に関する教員研修の充実及び校内指導体制の構築に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「北海道いじめの防止等に関する条例」及び「洞爺湖町いじめ防止基本方針」等を踏まえ、「ネット上のいじめ」等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

4 家庭や地域への働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく家庭や地域における取組も重要である。携帯電話・スマートフォンを児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解したうえで、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話・スマートフォンを持たせる場合には家庭で携帯電話・スマートフォン利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要がある。

このため、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き保護者に対し、

① 北海道教育委員会が作成した啓発資料や学校便り等の活用を図り、家庭におけるルールづくりの必要性やフィルタリング機能についての周知の徹底

② P T A等による電気通信事業者等の関係機関と連携した研修会の実施を進めるなど、効果的な説明の機会を捉えて、携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話・スマートフォン利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進についての働きかけを一層推進すること。

こういった内容に基づきまして今回、携帯電話・スマートフォンの取り扱いに関する基本的指導方針を定めたいと考えてございます。

以上でございます。

皆見教育長

質疑をお受けしたいと思います。

ございますでしょうか。

吉田委員

確認なんですけども、学校への持ち込みは原則禁止という表現をしてありますけれど、現状は全て禁止ですか。

末永管理課長

全て禁止になります。平成21年に禁止の通知をしておりまして、それ以降禁止となっています。

ただ、令和2年7月31日、文科省から携帯電話の取り扱いについて、一部改正があるということで、先ほどの説明と重複になりますけれども、緊急の連絡手段として活用すべきであるということで、少し方向が変わったものですから、今回こういった形で基本的指導方針として定めて学校へ示して、校長判断になりますけれども、今後、教育委員会と学校と連携しながら、この方針に従って進めていきたいという内容になります。

皆見教育長

他ございますでしょうか。

来栖委員

原則禁止というところとか、校内で使用禁止だったり登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却するところを、太字にして目につきやすく強調していただいたほうが良いと思います。

皆見教育長

はい、そのように対応いたします。

他ございますでしょうか。

岩原委員

小学生、中学生のスマートフォン・携帯電話の保有率は分かりますか。

末永管理課長

道教委からの調査を実施したことはありませんでしたし、また、独自調査も実施しておりませんが、保有率について分かりましたら後程お示ししたい

<p>日程第 6 【 そ の 他 】</p>	<p>と思います。</p> <p>岩原委員 わかりました。</p> <p>皆見教育長 他でございますでしょうか。 《「なし」の声あり。》 それでは提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 《「はい」の声あり。》 異議なしと認めます。 議案第 18 号、洞爺湖町立小中学校における携帯電話・スマートフォンの取り扱いに関する基本的指導方針については、原案のとおり可決をされました。</p> <p>日程第 6、その他でございます。 皆様から何かございますでしょうか。 《「なし」の声あり。》 事務局からありますか。</p> <p>末永管理課長 ありません。</p>
<p>日程第 7 【 閉 会 】</p>	<p>皆見教育長 以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会令和 3 年第 2 回定例会議を終了いたします。</p> <p>15 : 15 閉会</p>